

東京都八街学園

I 施設概要

| | | | |
|-----|--------------|--|--|
| 所在地 | 千葉県八街市八街に151 | | |
|-----|--------------|--|--|

| | 事業種別 | 定 員 |
|--------|-----------|---------------|
| 指定管理事業 | 第1種社会福祉事業 | 児童養護施設 64人 |

II 令和2年度の運営方針

利用者本位のサービスを徹底し、児童の個性や自主性を尊重し、安全・安心を確保するとともに、職員と児童との信頼関係を育みながら、児童一人ひとりに寄り添い、自立に向けた専門的支援を進める。

また、「事業団第Ⅱ期中期経営計画」に掲げる取組を着実に進め、人材の確保・育成に取り組むとともに、引き続き業務の見直しなど効率的な施設運営に努める。

児童の人権を守り、安全安心な生活を確保することは施設運営の中で最も基本的かつ重要であり、施設内虐待や暴力などは、小さな芽のうちに気づき、組織的に対応することを徹底するため、施設を挙げて新任職員への早期教育、人権擁護に対する職員の意識の徹底や風通しのよい職場作りなどに向けてあらゆる取組を進めていく。

1 利用者本位のサービスの徹底と一人ひとりに寄り添った支援

- (1) 個々の児童の状況に応じた自立支援計画に基づき、各職員が連携・協力しながら支援を進めるとともに、児童相談所、学校等の関係機関との連絡・調整を強化し、児童の個性や主体性を尊重した、きめ細やかな支援を進めていく。
- (2) 児童が将来安心して生活する能力を持ち、自立した社会人として生活できるよう、質の高いサービスを提供するとともに、安全・快適な施設環境の実現に努める。

2 セーフティネットとしての役割の強化

東京の福祉のセーフティネットとしての役割を引き続き担うため、虐待による様々な症状を持つ児童、情緒・行動上の問題を抱える高齢児童、他施設での支援が困難なため措置変更された児童等、特別な支援が必要な児童を積極的に受け入れる。

3 人材の確保・育成の充実強化

- (1) 質の高い人材を安定的に確保するため、採用PRや見学会などの取組を実施していく。
- (2) 高い専門性や職級に応じたスキルを備えた職員を育成するため、「改定事業団人材育成方針」及び研修計画に基づき、各種研修、事例検討会などを通じ、職員の知識及び専門性の向上を図る。特に、園全体でチーチャー制等によるOJTを

推進するとともに、園独自の施設内研修（新人学習会等）や児童相談センターの関係機関支援事業の活用により、サービス提供の中核となる職員の育成を図る。

また、職員の自己啓発の機運を高め、資格取得や通信教育講座等の受講を支援する。

4 運営体制の強化

(1) 虐待等不適切支援の防止に向けたこれまでの取組に加え、「重大事故防止に向けた新たな取組」の実施などにより、児童の権利擁護を推進するとともに、外部講師等によるスーパーバイズの実施等により、職員の支援技術向上を図る。また、風通しの良い職場づくりの整備に努める。

(2) 個人情報保護、情報セキュリティ対策及びリスクマネジメントを徹底するとともに、事務改善等により効率的な施設経営による自立的経営基盤の確立に努める。

5 地域との連携強化

(1) 支援が必要な児童を広域的に受け入れる役割を引き続き担うために、児童の生活を共に支える、地元自治会や学校、医療機関、企業やNPO等の関係機関・団体との連携を推進していく。

(2) 地域と児童との相互交流を推進するとともに、各種活動への参加・協力などにより、地域との連携を強化し、地域社会に貢献する。

III 実施計画

令和2年度も引き続き、幼児から高校生まで幅広い年齢層の児童に対する支援が必要であり、被虐待児や発達障害児などの専門的支援を必要とする児童が増えている状況を踏まえ、以下の事項に重点的に取り組む。

1 質の高いサービスの提供

(1) 専門的な支援の充実【目標Ⅱアクション②】

ア 外部講師を積極的に活用し、CAP（子どもへの暴力防止プログラム）ワーキングショップ、性教育学習会や二分の一成人式、非行防止学習会などの専門的支援に取り組む。また、園の心理職を主体に小学生を対象に「セカンドステップ（子どもが対人関係を学ぶことで暴力を防ぐ教育プログラム）」（ソーシャルスキルトレーニング）を実施していく。

イ 小・中学校等の関係機関や保護者との連携を強化し、不登校の解消に積極的に取り組む。

ウ 学習指導や進路指導について、中学生学習会の実施、学習ボランティアの確保や通塾等の活用に積極的に取り組み、子どもの基礎学力向上を図る。

エ 児童相談所等と連携し、入所時及び入所後のアセスメントの充実を図る。

オ 自立支援コーディネーター等を中心に、個別アフターケア支援計画書を作成し、退所児童のアフターケアの強化、充実を図る。

* 心理職員による児童へのケア

()は心理的ケアを必要とする児童の割合（令和2年2月末現在）

| | | |
|------|---------------------------|-----------------|
| 個別面接 | 延312人 (全59人中46人、78.0%) | 心理面接、コンサルテーション等 |
|------|---------------------------|-----------------|

(2) 家庭的な寮運営【目標Ⅱアクション②】

各寮において児童と職員の話合いの場である「寮会」を定期的に開催し、子どもたちに生活の主体者としての意識付けを行い、児童の要望を取り入れながら、家庭的雰囲気のある寮運営に努める。

土曜日・日曜日・祝日の朝食を寮で調理するほか、自主調理、出張調理、行事食、郷土料理などを通じて、より家庭に近い食生活を提供する。

* 自主調理・出張調理

| | | |
|------|------|---------|
| 自主調理 | 年24回 | 各寮3回×8寮 |
| 出張調理 | 年24回 | 各寮3回×8寮 |

<参考 令和2年3月1日現在>

| | |
|-----------------------|----------------|
| 入所児童に占める個室利用児童の人数(割合) | 全59人中32人、54.2% |
|-----------------------|----------------|

(3) 家族再統合及び自立に向けた取組強化【目標Ⅰアクション④】

保護者との信頼関係を築くとともに、親子宿泊や一時帰宅などの家庭との交流を図り、親子再統合を着実に推進する。

* 家族再統合

| | | |
|---------|------|----------|
| 親子宿泊 | 延15泊 | 対象児童：5人 |
| 保護者との面会 | 延40回 | 対象児童：23人 |

* 自立に向けた支援

| | | |
|-----------|------------------|-----------------------------|
| 学習会等実施回数 | 延40回 | 小・中学生全般を対象 |
| 学習塾通塾児童数 | 7人 | 対象児童44人 (小学校5年生以上) |
| 自活訓練等実施回数 | 延56日 (14日×4人) | 高校生全般を対象に、発達度合いに応じた課題を設定し実施 |

* 児童の進路決定率

| | |
|------------------|---|
| 進路決定率 (進路先内訳) | 100% (高校3年生の児童数4人) (進路先内訳：大学、短期大学、専門学校、就職) |
|------------------|---|

(4) アフターケアの充実【目標Ⅰアクション④】

自立支援コーディネーター等を中心に、退所児童からの生活相談や進路相談等を積極的に受けるため、個別アフターケア支援計画書の作成により一層強化する

とともに、高校生会を組織育成し、早期から自立に向けた意識の醸成を図る。

* 退所児童のアフターケア

| | | |
|------|-----|--|
| 実施人数 | 38人 | 対象児童：75人 【自立児童退所後10年、家庭復帰児童退所後5年】 (うち、親等の連絡拒否、児童の行方不明等により実施が困難な児童：37人) |
|------|-----|--|

2 サービス内容の検証・改善

(1) 福祉サービス第三者評価の活用【目標Ⅰアクション②】

令和元年度に高く評価された「特に良いと思う点」について継続して取り組み、更に内容の充実に努める。令和2年度も引き続き福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの向上に努めるとともに、令和元年度の改善事項については、取組計画に基づき改善を図るとともに、評価項目における標準項目の達成率100%を目指す。

また、常に第三者の視点からサービスを点検・評価し、その指摘を踏まえて改善策を検討・実施するP D C Aサイクルを定着させ、サービス水準の向上を図る。

ア 令和元年度評価結果における「特に良いと思う点」

- ① 日常生活の子どもの遊びをイベントへと発展させて、個々の自信につなげている。
- ② 親子交流を積極的に行うことにより、関係の維持・回復に取り組んでいる。
- ③ 支援グループリーダー等が現場を巡回してコミュニケーションを深め、職員が相談しやすい職場環境づくりに努めている。

イ 令和元年度の評価結果における「更なる改善が望まれる点」

- ① 社会人・組織人として身につけておくべきマナー等を習得し、子どものロールモデルとなるような育成を図られたい。
- ② 専門職からの配布物の活用方法を施設全体で共有するしくみを設け、相互に気づきを得る等、有効活用されたい。
- ③ 施設全体で行っている権利擁護の取組を、さらに浸透させていくことに期待したい。

ウ 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

- ① 職場内研修やO J T等において、職員が身につけるべきマナー等を改めて確認し、子どもが将来なりたいと思える大人のロールモデルに職員がなれるよう育成を図る。
- ② 専門職が作成する配布物について、各寮でどのように児童に伝えているか、どのように活用しているか等の現状確認を行い、児童だけでなく、各職員も有効に活用できるよう、施設全体で共有するしくみ作りを行う。

- ③ 権利擁護に関するこれまでの取組を継続するとともに、園内委員会等において、児童や職員の言動を検証し、権利侵害にあたる条項を確認し、ひとつひとつ丁寧に改善の取組を実施する。

| 事 項 | (評価項目における標準項目の達成率) |
|------------|--------------------|
| 第三者評価による改善 | 100% |

(2) 苦情解決制度の充実【目標Ⅰアクション②】

第三者委員による定期的な相談の実施や適切な苦情対応など、児童等が意見・苦情を伝えやすい環境を整備するとともに、苦情に対する迅速な対応等に取り組む。

また、相談後は、児童寮で一緒に夕食を取るなど、相談しやすい雰囲気作りを進める。

| 第三者委員 | 相談実施回数 |
|-----------------|--------|
| 2人（弁護士、元主任児童委員） | 年12回 |

(3) 利用者満足度調査【目標Ⅰアクション②】

児童の率直な意見や要望等を把握し、児童の声を十分に踏まえたサービスの向上や改善に取り組むため、利用者満足度調査を行う。

| 実施内容 | 実施時期 |
|--------------------------------|-------|
| 学園での生活の満足度や課題等を把握するため、全児童向けに実施 | 12～1月 |

3 セーフティネットとしての役割の強化

(1) 特別な支援が必要な児童の受け入れ【目標Ⅱアクション②】

セーフティネットとしての公的な役割を引き続き果たすため、虐待による様々な症状を持つ児童、情緒・行動上の問題を抱える高齢児、他施設での支援が困難なため措置変更された児童等、特別な支援が必要な児童を積極的に受け入れる。

また、園内クラブ活動などを通じて、入所児童が自信の回復ができる場を提供していく。

〈参考 令和2年3月1日現在〉

| | |
|-------------------|----------------|
| 中学生・高校生の人数（割合） | 全59人中35人、59.3% |
| 定期的に通院する児童の人数（割合） | 全59人中20人、33.9% |

〈参考 令和元年6月1日現在〉

| | |
|-------------------|----------------|
| 服薬管理が必要な児童の人数（割合） | 全57人中27人、45.6% |
|-------------------|----------------|

(2) 専門的な支援技術等の普及啓発【目標Ⅱアクション③】

社会福祉士・保育士・心理職養成の施設実習を、通年で計画的に実施する。教育機関及び児童相談所等からの研修生受入れについては、年4回開催の事例検討会を開催し、受け入れる。

| 事 項 | 延人数 | 内 訳 |
|---------------------|------|-------------------|
| 保育士等実習生の受入れ | 700人 | 大学 22所 専門学校 6校 |
| 事例検討会への受け入れ(研修生受入れ) | 5人 | 児童相談所福祉司など |
| 施設見学の受入れ | 20人 | 教育機関、公的機関等 |

4 人材の確保・育成の充実強化

(1) 人材確保の取組強化【目標Ⅱアクション④】

質の高い人材を安定的に確保していくため、実習生受入れ校への採用PRや希望者向け施設見学会、ホームページによる広報などの取組を実施していく。

(2) OJT推進体制の強化【目標Ⅱアクション④】

OJT推進担当者や新任職員育成担当者（チーフター）などを有効に活用しながら、人材育成の基本であるOJTの推進に取り組むとともに、中堅職員に対する意識・能力向上を図るために研修を実施することにより、OJTの更なる活性化・定着化を進める。新任職員に対しては支援に関する意識の向上や技の習得を目的とし、中堅職員によるマンツーマンOJT（4月中約2週間）、新任職員学習会、ペアレントトレーニング（支援技術向上プログラム）を実施していく。

(3) 計画的・効果的な研修の実施【目標Ⅱアクション①④】

「八街学園OJT推進体制」の周知徹底を図り、新任職員の早期戦力化を図るために、特に新人職員へ支援技術や知識の組織的な継承を進める。また、高い専門性を発揮できる職員の育成に当たり、職級に応じて効果的かつ計画的に進めるため、非常勤職員を含む全職員に対して、必要な研修の情報を提供する。さらに、外部各種研修や他施設への派遣研修・視察等を計画的に実施し、研修で得られた知識や技術をフィードバックできる体制作りに努める。これらの取組により、職員の専門性や支援技術の一層の向上を図る。

| 研修内容 | 対象者 | 実施時期 |
|---------------------------|----------|-------|
| 園内研修（課題別対応・性教育等） | 全職員 | 9月・2月 |
| 新任職員学習会（資質向上に向けて） | 採用・転入1年目 | 年8回 |
| 事例検討会（被虐待児対応等） | 全職員 | 年4回 |
| マルトリートメント（不適切な養育） 防止研修 | 全職員 | 年2回 |

5 運営体制の強化

（1）権利擁護（虐待防止）の取組強化【目標Ⅰアクション①】

職員倫理綱領、虐待防止マニュアル等を周知徹底するとともに、新任職員に早期に支援上のルールを教育したり、虐待防止委員会等において、職員の意識啓発を図る取組を強化するなど、不適切な対応は小さな芽のうちに気づき、組織的に対応することを徹底する。また、従来からの事業団虐待防止研修に加え、全職員が必ず年1回e-ラーニング型の虐待防止（総論）研修を受講するとともに、管理監督者向けの研修も実施する。さらに、全職員アンケートにより職員の意識のモニタリング等を行うなど、児童の権利擁護に向けて取り組む。あわせて、対応が困難な児童に対する専門的な支援に関する研修等を実施し、児童の状況に応じた適切な支援を進める。

| 事 項 | 実施回数等 | 内容・協力機関等 |
|--------------------|-----------------|---|
| 権利擁護・虐待防止に関する研修受講率 | 100% (全職員実施) | 園で実施する権利擁護や虐待防止に関する研修に加えて、事業団共通の虐待防止研修（e-ラーニング型）も実施 |

（2）外部専門家、外部医師等との連携

事例検討会のアドバイザーとして大学教授（医師）の協力を仰ぎ、知識の習得及び効果的な支援を学ぶことにより、職員の支援技術の向上を図り、困難事例に適切に対応できるようにする。

（3）個人情報保護、情報セキュリティ対策等コンプライアンスの推進

【目標Ⅳアクション⑤】

個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）、事業団個人情報保護規程及び事業団情報セキュリティ対策基準等を遵守し、情報セキュリティ責任者の指導監督のもと、個人情報の適正な管理を徹底する。

施設全体のガバナンス強化のために、研修を通じて職員にコンプライアンス意識の浸透を図っていく。

| | |
|---------------|------|
| コンプライアンス研修受講率 | 100% |
|---------------|------|

(4) リスクマネジメントの徹底【目標Ⅰアクション③】

日々の支援等の記録を適切に残すことやヒヤリ・ハット事例の収集・検証が事故防止のために重要であることを改めて周知徹底する。万が一事故が起こった場合は、職責に応じて迅速かつ適切に対応するとともに、事後検証を行い、原因の究明や問題点への対応の見直しを図り、再発防止を徹底する。また、児童の安全確保、権利保護を目的として、見守りカメラを計画的に設置する。

感染症や食中毒の発生を防止するため、予防策を徹底するとともに、マニュアルに基づき、迅速かつ適切に対応できる体制を整備する。

さらに、新型インフルエンザ流行時の対応として、事業継続計画（BCP）に基づき迅速かつ適切に対応する。

| 事 項 | 実施回数等 | 内容・協力機関等 |
|----------|-------|-----------------|
| 虐待等防止委員会 | 年6回 | 虐待及び事故等防止、安全対策等 |
| キッチン等検査 | 年2回 | 食中毒防止 |
| 感染症予防講習 | 年1回 | インフルエンザ、ノロウイルス等 |
| 交通安全講習会 | 年1回 | 警察署による講習 |
| 救命救急講習会 | 年1回 | 消防署による講習 |
| 非行防止学習会 | 年1回 | 警察署による講習 |

(5) 災害・防犯対策の取組強化【目標Ⅲアクション③】

大規模な災害が発生した場合においても、児童や職員の生命及び安全を確保するとともに施設機能を維持していくため、「事業継続計画（BCP）及び対応マニュアル」に基づき、定期的な訓練や食糧等の備蓄を確実に行う。また、事業団全体で初動体制の整備や施設間の連携協力についての合同訓練を実施する。

不審者対策等の防犯対策について、関係機関等と連携して必要な訓練や対応を進める。

| 事 項 | 実施回数等 | 内容等 |
|---------|-------|-------------------|
| 防災・防犯訓練 | 年12回 | 火災・地震避難訓練、夜間想定訓練等 |
| | 年 1回 | 不審者対策訓練 |

(6) 魅力とやりがいにあふれる、働きやすい職場環境の整備

【目標Ⅳアクション③④】

職員間でのコミュニケーションの活性化等による風通しの良い職場作りを推進するとともに、ストレスチェックの実施などのメンタルヘルス対策と、労働安全衛生委員会（年3回開催）において職場環境点検を実施し、心身ともに健康に働く職場環境の整備に努める。

職員アンケート等の機会を通して、業務改善意識の浸透を図るとともに、業務改善提案の活用やその取組が継続できる職場環境づくりを進める。

(7) 効率的な施設経営の実施等【目標Ⅳアクション②】

業務の改善や契約内容等の精査など効率的な施設経営に努めるとともに、節電対策や温暖化対策等の環境に配慮した取組を積極的に推進する。

6 地域ニーズへの対応

(1) 地域における公益的な取組【目標Ⅲアクション②③】

社会福祉法の趣旨を踏まえ、地域の実情やニーズに応じて、地域の社会福祉法人や市との連携による地域支援策を検討する。

また、地域子育て支援の一環として、小学校PTAと連携して発達障害への理解をテーマにした研修を開催する。

| 子育てに関する公開講座等の実施 | 対象者 | 実施回数 | 利用者数 |
|-------------------|------------|------|------|
| 発達障害への理解をテーマにした研修 | 小学校PTA | 1回 | 5人 |
| 職場内研修 | 千葉県内福祉施設職員 | 1回 | 3人 |

(2) 多様な主体との連携

地域ボランティアやNPO法人、地域の他法人等と連携し、児童の社会参加や地域社会との交流を積極的に促進する。そのための情報収集や広報による募集等を計画的に実施する。

| 事 項 | 延人数 | 内 容 |
|---------|-----|-------------------|
| 学習指導等 | 5人 | 登録ボランティア |
| 余暇活動等 | 50人 | 登録ボランティア・企業ボランティア |
| 夏季キャンプ等 | 30人 | NPO法人主催 |
| 興津臨海 | 30人 | NPO法人主催 |
| 冬期スキー等 | 30人 | NPO法人主催 |

(3) 地域との連携・協力関係の強化【目標Ⅲアクション③】

地域社会のニーズに対応するため、社会福祉協議会や地域行事等の活動に参加するなど、地域と施設の相互交流を推進する。また、子ども会をはじめとする自治会活動に参加し、地域との交流を深めていく。

遊歩道や広場等を地域住民に開放するとともに、納涼祭等の行事への住民参加を推進し、地域との連携・協力を進める。

| 内 容 | 対象者・実施回数・参加者数等 | |
|-------------------------|----------------|----------|
| 子ども会（役員会） | 地域子ども会 | 毎月1回・20人 |
| 子ども会行事 (バスハイク・農業体験等) | 地域子ども会 | 各1回・各50人 |
| 夏祭り | 地域住民 | 年1回・50人 |
| 祭礼（秋祭り） | 地域住民 | 年1回・50人 |